

諮 問 第 6 3 2 号
環水大管発第 2505192 号
令和 7 年 5 月 19 日

中 央 環 境 審 議 会
会 長 大 塚 直 殿

環 境 大 臣
浅 尾 慶 一 郎
(公 印 省 略)

今後の水環境に関する制度の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の水環境に関する制度の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

我が国においては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、特定事業場に係る排水基準等を設定し、関係主体がそれぞれ必要な対応に取り組んできた結果、公共用水域等における水質は大きく改善された。また、水質汚濁防止法には有害物質のほか指定物質に係る制度などが設けられ、水質汚濁事故が発生した場合には、都道府県への届出がなされている。

一方で、地域における水環境に係る課題は多様化しており、物質の特性や地域の実情に応じた水環境の管理が必要とされている。

さらに、第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月 21 日閣議決定）において、良好な環境の創出に向けて、豊かな水辺等の保全により地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組、水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくりに資する総合的な水環境管理を目指すための取組等を実施することとしている。

こうした状況を踏まえ、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1375号
令和7年5月20日

中央環境審議会
水環境・土壌農薬部会
部会長 古米弘明 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

今後の水環境に関する制度の在り方について（付議）

令和7年5月19日付け諮問第632号、環水大管発第2505192をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。